



医療費が高額になる方へ

医療費が高額となる場合、負担を軽減する高額療養費制度があります。
最終的な自己負担限度額は、同じになりますが、
窓口での負担や手続きが変わりますので、よく確認しましょう。

①→②→③の順に窓口負担額が高くなっていくね。
早めに限度額適用認定証の申請をしておけば安心だね

医療機関へのお支払いが…

・済んだ方は

・これからの方は

※例：70歳未満・区分ウ（課税所得額 210万円超え 600万円以下）で、総医療費 100万円、一部負担金(3割)が 30万円の場合(自己負担限度額 87,430円)

① 限度額適用認定証

の申請をしましょう。

手続きが
一番簡単！

自己負担限度額を超える支払いがありません。

※窓口負担額：87,430円 払い戻し額：0円

国保税に滞納があり、

①限度額適用認定証が利用できない方などは…

② 高額療養費貸付制度

 を利用することができます！

あなたが窓口で支払う額(一部負担金)のうち、自己負担限度額を超える分の9割を、郡山市国保から医療機関に支払うため、窓口では、自己負担限度額と残りの1割を支払うだけで済みます。

※窓口負担額：109,000円 払い戻し額：21,570円

窓口負担が増えます
+21,570円

③ 高額療養費

の申請をしましょう。

一部負担金と自己負担限度額との差額が払い戻されます。

※窓口負担額：300,000円 払い戻し額：212,570円

窓口負担が増えます
+191,000円

●各手続について●

① **限度額適用認定証**

申請に必要なもの

- ・被保険者証
- ・世帯主の印鑑(朱肉を使うもの)
- ・個人番号カード、又は個人番号通知カード及び本人確認書類

申請窓口

- ・国民健康保険課(西庁舎1階)
- ・各行政センター・連絡所

② **高額療養費貸付制度**

申請に必要なもの

- ・被保険者証
- ・世帯主の印鑑(朱肉を使うもの)
- ・医療費請求明細書
(ウェブサイトよりダウンロードし、医療機関が記載済のもの)
- ・通帳(世帯主名義のもの)
- ・個人番号カード、又は個人番号通知カード及び本人確認書類

申請窓口

- ・国民健康保険課(西庁舎1階)

③ **高額療養費**

申請に必要なもの

- ・被保険者証
- ・世帯主の印鑑(朱肉を使うもの)
- ・領収書(原本)
- ・通帳(世帯主名義のもの)
- ・個人番号カード、又は個人番号通知カード及び本人確認書類

申請窓口

- ・国民健康保険課(西庁舎1階)
- ・各行政センター・連絡所



申請書はダウンロードできるよ。
詳しい国保の情報もチェックできます。

忘れないでね!



郡山市ウェブサイト <http://www.city.koriyama.lg.jp/>

まずはココをクリック



- トップページ → 目的別で探す
- 暮らし → 保険・年金
- 国民健康保険 → 国民健康保険の給付
- 各申請書等のダウンロード



お家で
印刷できて
楽だね

●自己負担限度額を知るには、所得の申告が必要です●

未申告の場合、1月1日にお住まいの市町村にて前年(1月~12月)の所得を申告して下さい。

<郡山市の場合>

申告場所

郡山市役所市民税課(西庁舎2階)
電話 024-924-2081

申請の際に持参するもの

申告書の控え

<他市町村の場合>

申告場所

その住所の役所

申請の際に持参するもの

所得額・住民税課税額証明書

(①所得の金額②住民税課税非課税の別の2点が分かる証明書)



(※申告の方法については、各申告場所へお問い合わせ下さい。)